

【第1部 講演1】

台湾における少年非行対策の新動向

陳 慈 幸

中正大学大学院犯罪学研究科 教授

本日は、シンポジウムにお招きいただきまして、誠に心から感謝しております。「台湾における少年非行対策の新動向」を簡単に紹介したいと思います。

台湾における少年非行対策の新動向は、ご覧の三つの部分がございます。まず、日本と台湾の「少年法」の違いについて、お話ししたいと思います。

台湾の「少年法」は、戦後、日本の「少年法」の影響で法の改正をしましたので、現在、台湾「少年法」の内容は、日本「少年法」と、ほとんど同じです。しかし、日本と台湾、両国の「少年法」の違いは、やはり何点かございます。

まず、日本・台湾少年法の違い（一）（後掲資料パワーポイント参照）の上の部分をご覧になってください。日本「少年法」に、警察官の調査という内容が第2章にありますが、台湾「少年法」には、それがなくて、別に「少年警察非行少年処理条例」という特別法によって、調査、および予防対策を行っています。左側の方ですが、いろいろ規定がたくさん置かれています。

次に、刑事手続きは、日本と台湾はほとんど同じです。つまり、「検挙」、「発見」は、そのまま一緒です。ただ、保護処分の部分が異なっています。台湾に関しては、右側をご覧になってください。

日本の保護処分の種類は、児童自立支援施設・児童養護施設送致、保護観察、少年院送致という三つがありますが、台湾の保護処分は四つあります。

「訓戒」、これはとても古い言葉ですが、裁判官による訓戒です。2番は、日本と同じ保護観察です。

第三は安置補導。安置補導は、日本にはありません。それは家庭問題の原因によって非行を起こした少年を社会福祉施設に送るという規定なのです。この規定は、社会福祉施設からの協力がなければできないので、ちょっと不便な面があります。このため安置補導という裁定結果は少なく、その代わりに保護観察、少年院という裁定が多いです。

第四は、少年院送致です。日本には少年院のタイプが幾つかありますが、台湾には三つのみあります。その中の一つは、学校スタイルで授業を行っています。普通の少年院ではなくて、中学校や高校に似ています。

日本の部分に入ります。台湾の「少年法」には、左側の児童自立支援施設の規定がありませんが、私立の施設が4カ所あります。家庭裁判所からの指示を受けて、子どもを保護しています。

次に、少年の刑事手続きについてお話し致します。右側をご覧になってください。

起訴後、日本では、地方裁判所で裁判を行うのに対して、台湾では地方裁判所ではなくて、同じ家庭裁判所で裁判を行っています。これにはいろいろ批判がありますが、まだ改正されていません。

右側をご覧になってください。台湾には少年刑務所がなく、少年刑事施設という学校スタイルで、刑事処分の少年を収容しています。高雄にあります。刑務所の雰囲気ではなく、中学校のような施設です。子どもたちもみんな中学校の制服を着て、普通の中学生と高校生のような感じですが、ただ、皆さん外には出られません。

次に、台湾少年保護事件と刑事事件の累計、および統計について述べましょう。本年9月までの台湾の人口は2千300万人です。この統計を見てください。台湾の警察庁の調査によると、児童非行事件の人数では、この2、3年間で600人ぐらいです。犯罪の類型は、とても興味深いのですが、窃盗、強姦、傷害罪が一番多いです。

そして、少年非行の人数は1万2千人ぐらいで、犯罪の類型は窃盗、傷害、薬物が多いです。ちなみに薬物の種類は、8割以上はケタミンという麻酔薬で、次は覚醒剤です。

台湾の子どもは、あまり覚醒剤は利用しません。みんなケタミンを使用してカラオケへ行ったり、パブへ行きます。パブのお金が日本と比べて、とても安いですから、みんなケタミンを使用して、カラオケで歌を歌っています。

家裁の件数に入ります。右側は、ぐ犯の規定です。後で矢島先生のご報告に出る、不登校・家出です。そして、家庭裁判所で裁定された少年保護事件も、窃盗、傷害、薬物の類型が多く、薬物はやはりケタミンと覚醒剤が多いです。刑事事件もケタミンと覚醒剤という薬物、強姦、強盗が多いです。

ちょっと説明します。台湾は、わいせつと強姦罪という「刑法」の規定は別々ですけれども、日本は一緒です。だから、私がそれを分けて計算したものです。

最後に、台湾少年非行対策について述べたいと思います。

去年の3月13日に「少年法」改正委員会が開かれ、今年末に新しい「少年法」改正案を提出する予定です。この「少年法」改正案の内容は、日本の「少年法」のように、警察官の調査を「少年法」の条文に入れられる。つまり、日本みたいに、第2章の部分をそのまま台湾の「少年法」に入れたいのです。台湾は日本が好きですから、何でも日本と一緒にしたいということです。

まだ、虞犯の規定は、明確化された部分があります。例えば、以前は、虞犯に関して、アセスメントをしませんでした。つまり、「家出」の事案があれば、もう、虞犯が認定されていました。現在は、心理テストや精神鑑定という手続きをしてから、虞犯に当たるか判断されなければならないということです。その後、保護観察官による補導を行います。つまり、処罰することを減らすということになっています。

台湾には日本と違い、二つの司法研修所があります。一つは、裁判官の在職訓練をするところです。もう一つは、司法試験に合格して、裁判官になる前の修習生のための研修所です。

この二つの訓練は、いまは新しいものに取り組んでいますが、10年前までは、台湾の裁判官の司法研修所の訓練は、主に裁判所の書類の作成という内容でした。最近、この二つの研修所の訓練コースに、犯罪、および少年非行対策、被害者学、また保護観察官の調査手続きで使用している心理テストに関する科目が導入されました。現在は、裁判官たちは、みな心理学を勉強しています。

精神科医による精神鑑定に関しては、例えば、DSM-Vとか、DSM-IVをみんな読んでいます。

そこで司法研修所では法律家の先生とか実務家の先生を少し減らして、心理学とか精神科医の授業が多くなりました。このため、最近、台湾の裁判官、少年裁判官が下した判決には、昔より多く心理テスト、あるいは精神鑑定という内容が見られています。私が読んでも、少し難しい心理テストの内容が多く入っています。

ところで、台湾では10歳以上の人のインターネットの使用率は7割以上であり、高いです。みんな携帯を持っていて、インターネットを使っています。

便利さとともに、少年たちはインターネットを通じて違法行為を行うケースが多く見られており、特に最近、インターネットを通じて無断に音楽をダウンロードして、CDにして友達に売ったりという著作権の侵害、他人のホームページに侮辱的な話をしたりという名誉毀損の犯罪。薬物犯罪、ネットゲームで使われている貨幣を盗む、窃盗、いじめなどの犯罪が多く見られています。

いままでは、台湾警察庁と法務省は別々に少年非行対策を行っていましたが、最近少年サイバー犯罪対策サポートセンターを中心に、法務省、文部科学省、司法院は1カ月1回ぐらいのペースで、政府共同会議を行っています。

台湾の政務の実務家とか、政府の担当者は、みんな忙しいです。最近、犯罪問題等で、みんな忙しくて、だいたい半年ぐらいで引退して、新しい人になってしまいます。とても皆さん大変なのです。

ちなみに、今年から来年にかけて、政府共同会議のテーマは、サイバー犯罪の対策の強化、少年非行対策の強化、強姦罪の予防として「性犯罪防止法」の改正、等がありました。この性犯罪防止法は、私たち犯罪学部の法律の先生たちが法案を作成しました。

性犯罪者に対する強制治療について改正されました。ちょっとお話したいのですが、台湾の性犯罪者の強制治療はとても有名です。台湾は、刑務所内の強制治療は、アメリカとイギリスのスタイルをミックスしてつくったものですが、先進的なプログラムだと思われます。

私達の大学には、犯罪予防研究センターを3年前に設置しており、政府と連携して多くの犯罪研究、少年非行対策、および「少年法」改正などの提案をしています。犯罪予防研究センターは台湾で唯一の学術研究センターです。いろいろ政府のプロジェクトをつくっています。

御清聴ありがとうございました。

京都産業大学 社会安全・警察学研究所 設立1周年記念シンポジウム
現代社会と少年非行対策の新潮流

台湾における少年非行対策の新動向

陳 慈幸 Cathy, T. H. Chen
中正大学大学院 犯罪学研究科 教授

内容

- 日本、台湾少年法の違い
- 台湾少年保護事件及び刑事事件の類型：台湾警察庁及び家裁（司法院）の統計
- 結論：台湾少年非行様態及び対策について

日本、台湾少年法の違い（一）

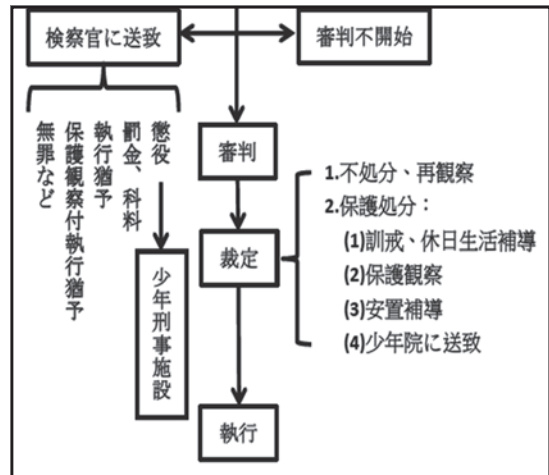
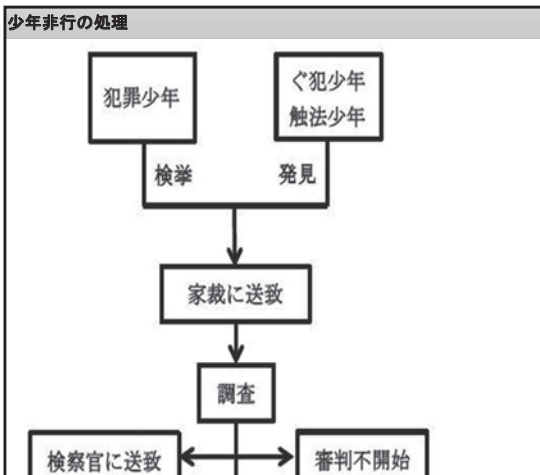
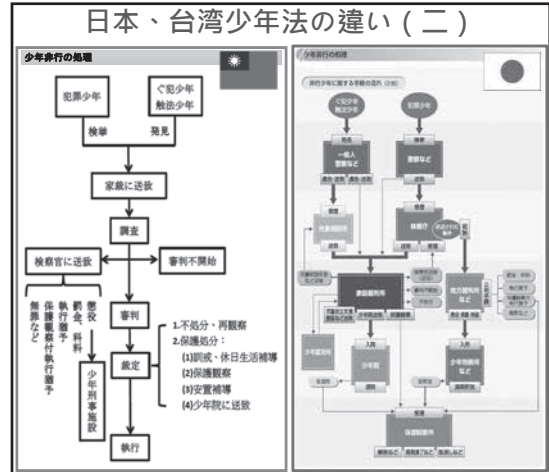
台湾：《少年警察少年事件処理条例》
 查、総則 貳、任務区分 参、予防 肆、処理 伍、非行少年の規定 陸、補導 柒、教育 捌、通報、処置 玖、秘密原則 拾、罰則 拾壹、附則

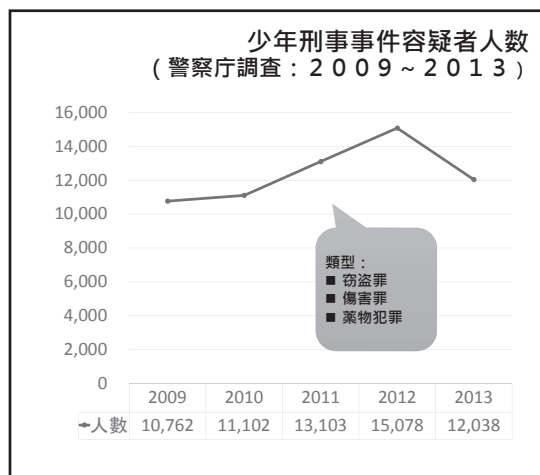
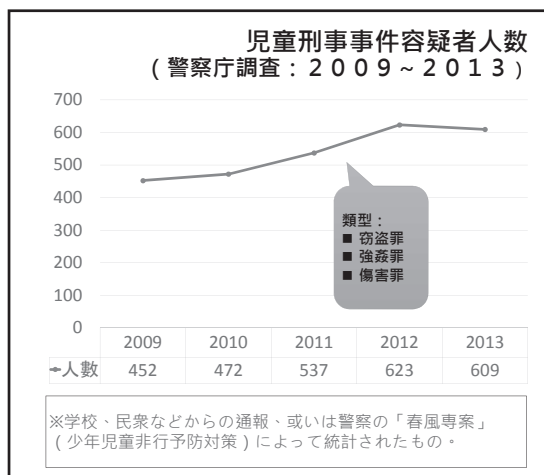
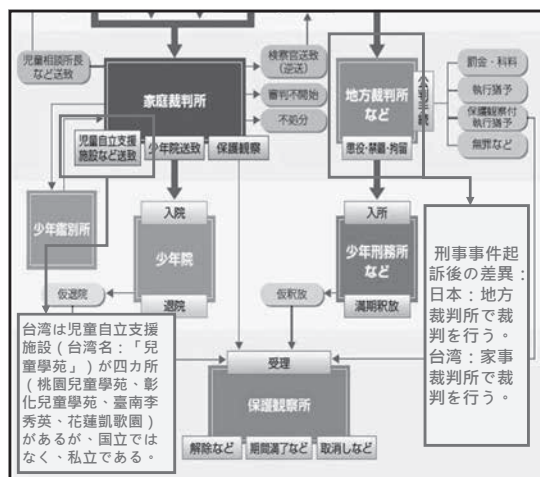
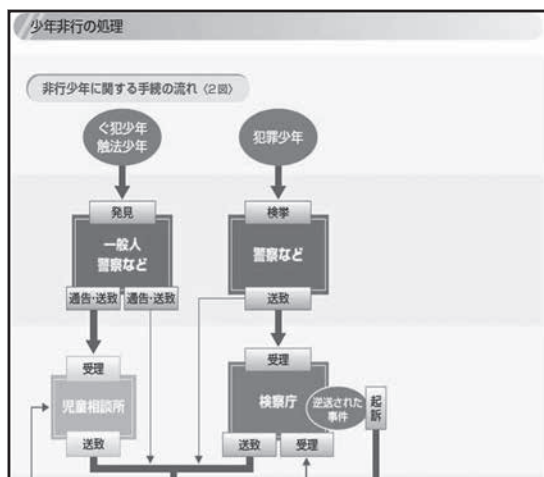
台湾：《少年事件處理法》
 第一章 総則 §1
 第二章 少年裁判所の組織 §5
 第三章 少年の保護事件 §14
 第一節 調査及び審理 §14
 第二節 保護處分の執行 §50
 第三節 抗告及再審理 §61
 第四章 少年の刑事事件 §65
 第五章 附則 §83

+

日本：《少年法》
 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 少年の保護事件
 第一節 通則（第三条～第五条の三）
 第二節 通告、警察官の調査等（第六条～第七条）
 第三節 調査及び審判（第八条～第三十一条の二）
 第四節 抗告（第三十二条～第三十九条）
 第三章 少年の刑事事件
 第一節 通則（第四十条）
 第二節 手続（第四十一条～第五十条）
 第三節 処分（第五十一条～第六十条）
 第四章 総則（第六十一条）
 附則

↑





家裁で裁定された少年保護事件の件数及び類型

触法少年		2013年	
類型	件数	少年触法少年	
窃盗の罪	2,764	2,987	
傷害の罪	2,654	162	
薬物に関する犯罪	1,037	59	
わいせつ、姦淫の罪	981	33	
放火など公共危険の罪	861	33	
詐欺の罪	392	27	
監禁の罪	381		
恐喝の罪	222		
文書偽造の罪	218		
毀棄の罪	176		
盗品などに関する罪	139		
横領の罪	102		
殺人の罪	84		
賭博の罪	82		
援助交際	64		
その他	480		

家裁で裁判された少年刑事事件の結果

2013年			
罪名別	終結件数	罪名別	終結件数
薬物に関する罪	197	盗品などに関する罪	1
わいせつ、姦淫、姦淫	47	偽証の罪	1
強姦の罪	35	放火など公共危険に関する罪	1
傷害の罪	16	わいせつ、姦淫、わいせつ	1
殺人の罪	16	横領の罪	1
けん銃管制に関する罪	7	恐喝の罪	1
文書偽造の罪	3	略取の罪	1
監禁の罪	5	薬事法に違反	1
窃盗の罪	5	その他	10
詐欺の罪	5	盗品などに関する罪	1

結論：未来に向けて

- 司法院は2013年3月13日に「少年事件處理法研修委員會」の會議を開催し、2014年の末に新しい少年法改正案を提出する予定。
- 台湾法務省は少年非行の原因を検討すると、多くの少年犯罪のケースはインターネットとの関わりが深いと発見し、将来は法務省、警察庁、文部省、司法院が共同に非行防止対策をともに考える。

台湾法務省及び警察庁は少年非行の原因検討すると、多くの少年犯罪のケースはインターネットとの関わりが深いと発見した。

サイバー犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを通じて名譽毀損、 ・インターネットを通じて詐欺、 ・著作権法侵害
薬物犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを通じて薬物販売 ・一般：使用、所持、販売など
窃盗に関する犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに侵入し、ゲーム内の貨幣を窃盗したり、他人のプライベートの資料、写真などを盗む。 ・一般：家宅侵入などの窃盗事件
暴力犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットのゲームを通じて知り合い、喧嘩し、暴行を振るなど ・一般：暴行、傷害など
性犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・1. ネットを通じて、援助交際など ・2. 一般：セクハラ、強姦など

将来は法務省、警察庁、文部省、司法院が共同に非行防止対策をともに考える

<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪対策本部の役割増大 ・「春風しゅんふう專案」(児童、少年非行対策)をさらに推進
<p>【司法院、法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪防止法の改正及び実施 ・強制治療、社会内処遇対策の改善
<p>【文部省、警察庁、法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)教員、警政、法務少年非行対策の支援を強化 ・(2)キャンパス安全通報の強化 ・(3)キャンパスに暴力団侵入防止対策の強化 ・(4)いじめ問題の防止対策の強化 ・(5)薬物乱用防止対策の推進

参考資料

- ・2014年校園犯罪問題與安全維護研討會・教育部學生事務與特殊教育司劉仲成司長專題演講內容・台灣青少年犯罪防治研究學會：<http://www.cc.umx.ccu.edu.tw/~tsjir/>・2014年10月9日。
- ・日本檢察署官方資料・檢察廳的業務：http://www.kensatsu.go.jp/gyoumu/shonen_jiken.htm・2014年10月9日。
- ・台灣高雄少年及家事法院・少年事件處理流程：<http://ksv.judicial.gov.tw/chinese/CP.asp?x?s=485&n=10397>・2014年10月9日。
- ・司法院・2013年司法統計年報：http://www.judicial.gov.tw/juds/year102/contents_table_c.htm・2014年10月9日。
- ・司法院法治教育網・少年保護：http://www.judicial.gov.tw/ByLaw/law_ch_young1.jsp・2014年10月9日。
- ・司法院新聞稿(20130319)・司法院召開少年事件處理法研修委員會健全少年司法制度：<http://www.judicial.gov.tw/tpnw/newsDetail.asp?SEQNO=115308>・2014年10月9日。
- ・刑事警察局・犯罪預防寶典・網站：<http://www.cib.gov.tw/Crime/>・2014年10月9日。
- ・法務部兒童及青少年犯罪預防宣導網・犯罪類型：<http://pmr.moj.gov.tw/Crime/Index/1>・2014年10月9日visit。
- ・法務部保護司・財團法人臺灣更生保護會辦理安置處所業務一覽表：<http://www.moj.gov.tw/tp.asp?xItem=353673&ctNode=30839&mp=001>・2014/10/09visit。
- ・臺中市政府警察局・常見問答：「春風專案」是何種勤務？青少年進KTV消費是否要由大人陪同？：<http://www.police.taichung.gov.tw/ICPBWeb/wSite/ct?xItem=46730&ctNode=2653&mp=tcpb>・2014年10月9日visit。
- ・中華民國內政部警政署全球資訊網・警正統計年報：<http://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/tp?ctNode=12595&knowPage=1&pagesize=15>・2014年10月9日visit。